

仙台市民間賃貸住宅入居支援制度に係る協力保証会社審査基準

(平成 18 年 6 月 1 日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 仙台市民間賃貸住宅入居支援制度実施要綱(平成 18 年 6 月 1 日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。)第 6 条第 2 項に規定する協力保証会社の審査基準は、この基準の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(審査要件)

第 3 条 仙台市民間賃貸住宅入居支援制度（以下「本制度」という。）の協力保証会社は、次の各号に定める要件を満たす民間保証会社とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 仙台市内に本店、支店又は営業所等があること
- (3) 既に家賃等債務保証制度の実績があること
- (4) 督促及び回収業務を自社で行っていること
- (5) 本制度の目的にあった保証内容を履行していること

附 則

この基準は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。